

昭島ふれあいほっとサロン支援実施要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、誰もが住み慣れた街で安心して心豊かに暮らせるよう、その地域に住む市民自らが主体的に実施する交流の場づくりであるサロン活動を、昭島市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が支援するために必要な事項を定める。

(サロン活動の定義)

第 2 条 この要綱に定めるサロン活動とは、地域の特定な場所を拠点に、サロン活動を実施しようとする団体（以下、「サロン実施団体」という。）と参加者が協働で運営する市民誰もが参加できる交流と仲間づくりのための場の提供を行う活動とし、すべての活動は公共の福祉に資するものとする。

(会 場)

第 3 条 サロン活動の会場は、主催者が定め、原則として主催者が確保するものとする。

(活動内容)

第 4 条 サロン活動の内容は、地域における居場所づくりと仲間づくりを目的に、地域の特色に応じた柔軟で自由な活動とし、主催者及び参加者が協働で企画、運営するものとする。

(登 録)

第 5 条 支援を受けようとするサロン実施団体は、「昭島ふれあいほっとサロン登録申請書」（第 1 号様式）に必要事項を記入し、昭島市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）へ提出するものとする。

(支援の内容)

第 6 条 登録の完了したサロン実施団体は、社協から次の支援を受けることができる。

- (1) 立ち上げや運営に関する助言、相談及び情報提供に関すること。
- (2) サロン活動の広報等に関すること。
- (3) 活動費等の助成に関すること。
- (4) 研修及び地域連携に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認める支援。

(禁止事項)

第 7 条 サロン活動では次の活動は禁止する。

- (1) 誹謗、中傷その他公序良俗に反する行為をすること。
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とした行為をすること。

- (3) 営利を目的とした行為をすること。
- (4) 利用者または第三者に不利益をもたらす行為をすること。
- (5) 個人のプライバシーを侵害する行為をすること。

(活動の報告)

第 8 条 活動の期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとし、当該年度の事業が終了した時は、速やかに「昭島ふれあいほっとサロン活動実施状況報告書」(第 2 号様式) により社協に報告するものとする。

(登録の解除)

第 9 条 サロン実施団体は、登録の取消を希望するときは速やかに「昭島ふれあいほっとサロン実施団体登録解除申請書」(第 3 号様式) を社協に提出するものとする。

2 社協は、サロン実施団体に解散、休止及び事業内容の著しい変更等があった場合は、登録を解除することができる。

(地域連携)

第 10 条 サロン実施団体は、サロン活動の実施にあたっては、社協、行政、地域包括支援センター、民生委員・児童委員及び自治会、老人クラブ連合会等と必要な連携を図るものとする。

(委 任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協が別に定める。

附 則

この要綱は平成 25 年 10 月 4 日から施行する。